

# 脱炭素に触れる体験型謎解きイベント実施業務委託仕様書

## 1 業務の名称

脱炭素に触れる体験型謎解きイベント実施業務

## 2 業務の目的

県民の脱炭素型ライフスタイルへの行動変容を促し、その定着を図るため、脱炭素に興味・関心のない方をはじめ、多くの県民が気軽に参加でき、脱炭素を学べる体験型謎解きイベントを実施する。

## 3 実施場所

山口県内2箇所（周南市動物園、ときわ公園）

## 4 委託期間

契約締結の日から令和7年2月28日（金）まで

## 5 業務内容

### （1）体験型謎解きイベントの企画制作

#### ア 名称

企画にあった名称の提案をすること

#### イ 実施期間

令和6年9月1日（日）から令和7年1月31日（金）の間で、1箇所2か月以上の開催期間となるようにすること。

※対応可能な開催期間について提案をすること。

※2箇所同時開催、分割開催のいずれも可とするが、1箇所は9月中にイベントを開始すること。また、1箇所は11月（初日から末日まで）を実施期間に含めること。

#### ウ 企画

- ・主要ターゲットは子供（小学生以上）とその家族であるが、幅広い世代を対象に、謎解きのゲーム性を持たせ、集客効果を含む企画とすること。
- ・謎解きする過程においては、脱炭素（エシカル消費を含む。）等に触れることのできる内容とすること。
- ・謎解きイベントへの参加費は無料とする。
- ・ぶちエコやまぐち啓発マスコットキャラクター「エコっちゃん」の活用を検討すること。

### （2）景品の準備・発送

- ・謎解きクリア者に抽選で景品を贈ることとし、景品準備、抽選及び発送を行うこと。
- ・景品については、2箇所総額20万円以内で、商品及び数量、単価等については、委託者と受託者が協議の上、決定するものとする。
- ・その他、抽選及び景品に関する全ての業務を行うこと。
- ・なお、当該経費は、委託料の範囲内で行うものとする。

### (3) 参加冊子等の制作

イベントで使用する必要な製作物については、(1)の内容を踏まえ、次のものを受託者が用意すること。

- ・参加冊子（大きさは提案とし、カラーで1箇所8,000部以上）
- ・告知ポスター（片面カラーで、1箇所100枚以上）
- ・告知チラシ（A4版カラーで、データを提供）
- ・イベント時に必要なパネル（イベント参加者の補助パネル）などの設置物
- ・その他、イベント時必要な制作物

※製作物の種類及び数量は、委託者と受託者の協議により、変更することがある。

※製作物に必要な情報・写真・記事については、受託者が用意すること。

### (4) 広報の実施

- ・本イベントを広く周知するため、開催前及び開催中の効果的な広報を提案・実施すること。（例 ポスター、のぼり、情報誌やチラシ等への広告、SNS 等）
- ・イベント用ウェブサイトを作成し、公開・管理すること。
- ・なお、経費（サーバー利用費・期間中の保守を含む）は、委託料の範囲内で行うものとする。

※広報地域は県内を想定している。

### (5) アンケートの実施

- ・今後のイベントの開催に参考となるよう、参加者へのアンケートを実施し、参加者の傾向や満足度、効果等を検証すること。
- ・アンケート内容及び報告時期等については、委託者と協議のうえ決定する。
- ・アンケートをWEB上で実施する場合は、個人情報漏洩することのないようなセキュリティ対策を実施すること。

### (6) 委託業務の運営管理

- ・イベント全体に係る実施スケジュール、実施体制等を記載した業務計画書を作成し、委託者の承諾を得ること。
- ・委託期間中のイベントに関する問い合わせに対応すること。
- ・委託期間中のトラブルに迅速に対応できる体制を構築すること。

## 6 予算限度額

6,165,000円（消費税及び地方消費税を含む）

## 7 成果報告

受託者は、本業務を完了したときは、遅滞なく次の本業務の成果に関する報告書等を提出すること。

- ・成果報告書
- ・当該業務の遂行過程で取得、作成した資料等
- ・当該業務の遂行過程で制作したもの

## 8 留意事項

- ・具体的な業務の実施方法及び本仕様書に記載のない事項については、委託者と受託者が協議の上、決定するものとする。
- ・業務内容は、委託者と受託者の協議により、内容を変更（追加・修正・削除）することができる。
- ・提案募集への応募に要するすべての費用は、採否に関わらず参加者の負担とする。
- ・本業務履行に係る一切の費用（会場の使用料、入園料等を含む。）を受託者が負担するものとする。また、本業務履行のための受託者の人件費、旅費及び通信費等の経費は、本業務の委託料に含まれるものとする。
- ・本件業務の実施に伴う成果物の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）は、委託者に帰属する。また、著作権関係の紛争が生じた場合、受託者の責任に応じて一切を処理する。
- ・業務の実施に当たり、著作権、肖像権等に関して権利者の商談が必要な場合は、受託者がその手続きを行うものとし、当該許諾、借用等により発生する費用は、当初の契約金額に含むものとする。
- ・受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護法（平成15年法律第57号）を遵守するとともに、山口県個人情報保護条例に準拠した取扱いを行うものとする。
- ・委託料の支払は、業務完了後の精算払とする。

### <参考 URL>

2050 ゼロカーボン・チャレンジ～ぶちエコやまぐち県民運動～  
(<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/site/buchieco/>)